

## 神奈川県広報戦略検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 ICTの進化や社会経済環境の変化等を勘案し、次期広報戦略に位置づけるべき取り組みや広報活動に対する評価や効果検証について、民間事業者や外部有識者等と意見交換を行うことにより、実効性のある「県民目線の広報」を検討するため、「神奈川県広報戦略検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 神奈川県広報の取組の課題と効果検証
- (2) 新たな広報戦略の基本的な方向性
- (3) 県広報活動に対する助言
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の者のうちから選定した委員若干名をもって構成する。

- (1) 学識を有する者
- (2) マスメディアに見識を有する者
- (3) デジタルメディアに見識を有する者
- (4) 県内市町村において広報業務に従事する者
- (5) 民間企業において宣伝または広報業務に従事する者
- (6) その他知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げないものとする。

### (座長等)

第4条 委員会に 座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 4 座長は、会務を総理し、必要に応じ委員会を招集する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (意見聴取)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、政策局知事室が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。